

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十五年十一月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十五年九月二十日奈良県指令建第九二一九一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十五年十月二十八日建第八〇七二号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十五年十月二十八日建第四八八四号

三 開発区域に含まれる地域

天理市二階堂上ノ庄町一一四番一の一部、一一四番三及び一一四番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市二階堂上ノ庄町一二〇番地五

飯田健一

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市二階堂上ノ庄町一一四番三及び一一四番四の各一部